

# 広域ごみ処理施設 整備ニュース

新ごみ処理施設の建設地決定

五泉市「清瀬地区」、  
阿賀野市「大日地区」に

当協議会では、新たに整備をする広域ごみ処理施設の建設候補地を3市町の中から選定する業務を進めてきました。

昨年9月、ごみ焼却施設及びリサイクルセンター（以下、中間処理施設）については五泉市が受け持ち、最終処分場は阿賀野市が受け持つことを発表しました。

その後、建設候補地の地元へ

図1 広域ごみ処理施設の位置図



の説明を重ね、同12月、五泉市は「清瀬地区」（図1■）、阿賀野市は「大日地区」（図1●）の住民からそれぞれ合意をいただき、この2月に開催された五泉地域衛生施設組合議会へ報告されました。

平成29年2月  
第3号

【発行】  
五泉市・阿賀野市・阿賀町  
一般廃棄物処理施設  
整備推進協議会  
(五泉地域衛生施設組合内)  
☎0250(43)3852  
<http://gosen-eisei.jp>

今後のスケジュール

平成29年度は、必要とする用地の範囲を決定するために、現地の測量調査や地質調査を行います。また、中間処理施設の建設に当たり、周辺環境に与える影響を予測し、大気質、騒音・振動、悪臭、水質や動植物などの調査を行い、「環境影響評価書」を作成します。工事に着手した後も環境の状態を引き続き調査していきます。最終処分場については平成30～31年度に生活環境影響調査を実施します。3市町から排出されるごみ等を安心・安全に効率よく処理するための施設やシステムを基本計画で定め、造成や施設の設計に取り掛かり、平成32年度には

一般廃棄物処理施設整備全体スケジュール

| 項目 \ 年度 | H29                      | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|---------|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中間処理施設  | 測量・地質調査                  | ■   |     |     |     |     |     |     |
|         | 施設整備基本計画                 | ■   |     |     |     |     |     |     |
|         | 環境影響評価                   | ■   | →   |     | →   |     |     |     |
|         | 造成基本・実施設計                |     | ■   | ■   |     |     |     |     |
|         | 施設基本設計                   |     | ■   | ■   |     |     |     |     |
|         | 事業方式検討                   |     | ■   | ■   |     |     |     |     |
|         | 発注支援業務                   |     | ■   | ■   |     |     |     |     |
|         | 造成工事<br>建設工事             |     |     |     | ■   | ■   | ■   | ■   |
| 最終処分場   | 測量・地質調査                  | ■   |     |     |     |     |     |     |
|         | 施設整備基本計画                 | ■   |     |     |     |     |     |     |
|         | 施設基本設計                   |     | ■   | ■   |     |     |     |     |
|         | 生活環境影響調査                 |     | ■   | ■   | ■   |     |     |     |
|         | 施設実施設計<br>発注支援業務<br>建設工事 |     |     |     | ■   | ■   | ■   | ■   |

工事に着手。平成35年度中の供用開始を目指し事業を進めていきます。（当協議会は3月末で解散し、以後の整備事業は五泉地域衛生施設組合が引き続き行います。）  
（ウラ面に続く）

## 循環型社会形成推進地域計画

を提出しました

国からの交付金を受けるために必要な循環型社会形成推進地域計画（以下、地域計画）を策定し、環境大臣あてに提出しました。これにより、新ごみ処理施設の整備費用の約三分の一が国からの交付金で賄われます。

この地域計画では、平成36年度の目標として、ごみ総排出量については平成27年度比で約5千トン（約12%）減を目指し、総資源化量は、現在ごみ全体に占める割合が約15%のものを21%にまで増やすことを掲げています。今後は3市町が一体となり、これまで以上にごみの減量化やリサイクル率の向上に

向けて努力する必要があります。また、交付金を受けるための要件として、ごみ処理施設から発生する熱エネルギーの回収（余熱利用）を行う必要があります。

熱エネルギーの回収方法としては、現在計画している施設の場合には、ごみを焼却する際に発生する熱を利用して、下の図のように発電し、施設内の電力として利用することを検討しています。

この熱エネルギーの利用方法のほか、住民の皆さんの意見を反映した整備事業となるよう、専門家や地域住民の皆さんと話し合い意見交換をしながら慎重に進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 中間処理施設の余熱利用方式のイメージ図

